

2021/7/26 12:00

第三管区海上保安本部 発表

台風8号の接近に伴い、7月26日17:00（日本時間）をもって、京浜港横浜・川崎区に第一警戒体制（準備体制及び走錨対策強化）及び錨泊自粛を勧告します。

第一警戒体制（準備体制及び走錨対策強化）

1. 在港船舶は荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。
2. 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶は天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。
3. 在港錨泊船は、VHF16chを継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AISの作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、嚴重な走錨海難防止対策を講じること。
4. 特に走錨対策強化海域（注）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記3項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。
5. 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。
6. 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。

錨泊自粛

1. 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあつては、走錨対策強化海域（注）内に錨泊しないこと。
2. 走錨対策強化海域（注）内に錨泊中の高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあつては、直ちに同海域を出域すること。

令和3年7月26日12:00

京浜港長